

豊橋市タクシー事業者燃料費等高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市タクシー事業者燃料費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、燃料費の高騰や物価高騰の影響を受ける中においても、サービス水準を維持しながら運行を継続している市内のタクシー事業者に対して支援金を交付することにより、公共交通としてのタクシー事業の運行を維持し、もって市民の移動手段の確保を図ることを目的とする。

(支援対象事業者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象事業者」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付した一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）を行うものであって、支援金を受け取った後も当該事業を継続する意思を有し、かつ、市内に営業所を有する法人又は豊橋市個人タクシー協同組合に属する個人タクシー事業者とする。

(暴力団等の排除)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付を決定しないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、予算の範囲内で、支援対象事業者の市内の営業所（個人タクシー事業者の事務所を含む。以下「市内営業所」という。）に属する車両（第3条に規定する事業の用に供する車両に限る。）の数に、4万円を乗じて得た額とする。

(支援金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による支援金の交付の申請は、豊橋市タクシー事業者燃料費等高騰対策支援金交付申請書（様式第1）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該支援金の交付を受けようとする年度の11月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支援対象事業者の市内営業所に属する車両の台数が確認できる資料
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- （支援金の交付決定）

第7条 規則第5条第2項の規定による支援金の交付の決定は、豊橋市タクシー事業者燃料費等高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2）により行うものとする。

（支援金の交付）

第8条 支援対象事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、当該支援金の交付を受けようとする年度の12月末日までに市長に請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けた後に、当該支援対象事業者に対し、支援金を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し）

第9条 市長は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 提出する書類等に虚偽の事項を記載し、又は支援金の交付に関し不正な行為があったと市長が認めたとき。
- (4) 第4条各号のいずれかに該当すると認めたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援金の交付を不相当と認めたとき。

（関係書類の整備）

第10条 支援対象事業者は、当該支援に係る事業の経理に係る書類等を、当該支援金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

様式第1（第6条関係）

豊橋市タクシー事業者燃料費等高騰対策支援金交付申請書

年 月 日

豊橋市長

様

住 所（所在地）

申請者（名称及び代表者名）

豊橋市タクシー事業者燃料費等高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり支援金を申請します。

記

1 支援年度 年度

2 支援金交付申請額 金 円
(台×40千円)

3 添付書類

- (1) 市内営業所に属する車両の台数が確認できる資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

豊橋市タクシー事業者燃料費等高騰対策支援金交付決定通知書

豊橋市指令都交第 号

住 所（所在地）

申請者（名称及び代表者名）

様

年 月 日付けで申請のありました豊橋市タクシー事業者燃料費等高騰対策支援金につきましては、豊橋市タクシー事業者燃料費等高騰対策支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

豊橋市長

印

記

1 支援年度 年度

2 支援金交付決定額 金 円

（ 台×40千円）